

## アイランドシティ市5の1工区東側土壤調査結果について

平成21年10月5日に実施したアイランドシティ市5の1工区東側の土壤調査結果について検討を行いました。

その結果、含有量調査ではすべて基準値を下回っていましたが、溶出量調査では、砒素のみ1地点で基準値を超えており（0.049mg/L）、これは平成17年度に行った調査結果（最大値：0.051mg/L）と同程度の濃度でした。

従って、この砒素は自然由来のものであり、調査区域の土壤は北部九州域の一般の土壤と変わらないものであると考えます。

### ○土壤を直接摂取した場合について

土壤汚染対策法に基づく含有量試験を行ったところ、3物質とも基準値を下回っていました。

従って、土壤を直接摂取した場合の健康上の問題はありません。

### ○地下水として摂取した場合について

溶出量試験では、3物質のうち砒素のみ4地点中1地点で基準値（0.01mg/L以下）を超えて検出されました（最小値：不検出、最大値：0.049mg/L）。

砒素については、北部九州の地層と同程度の濃度であり、この濃度では、地下水を飲んだとしても健康に影響を及ぼすことはないと考えられます。

なお、砒素以外の2物質については、いずれも基準値を下回っていました。

### ＜参考＞

この地域内の地下水は塩分濃度が高いため、飲用には向いていません。

### アイランドシティ土壤調査専門委員会

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 委員長 | 浅 | 野 | 直 | 人 |
| 委員  | 島 | 田 | 允 | 堯 |
| 委員  | 神 | 野 | 健 | 二 |
| 委員  | 楨 | 田 | 裕 | 之 |

#### 【問い合わせ先】

福岡市港湾局環境対策部環境管理課 八山、小林  
電話番号 673-2674

# 土 壌 調 査 結 果

## 【土壌含有量調査結果】第2種特定有害物質（水銀、鉛、砒素）

特定有害物質が含まれる汚染土壌を，一生涯にわたって直接摂取（経口，呼吸等）し続けても健康に影響が現れない土壌含有量基準値との比較

|           | 土壌含有量基準<br>(mg/kg) | A   | B   | C   | D   | 定量下限値<br>(mg/kg) |
|-----------|--------------------|-----|-----|-----|-----|------------------|
| 水銀及びその化合物 | 15以下               | N D | N D | N D | N D | 0.02             |
| 鉛及びその化合物  | 150以下              | 5   | N D | 4   | 4   | 1                |
| 砒素及びその化合物 | 150以下              | 3   | 2   | 5   | 6   | 1                |

N D：不検出

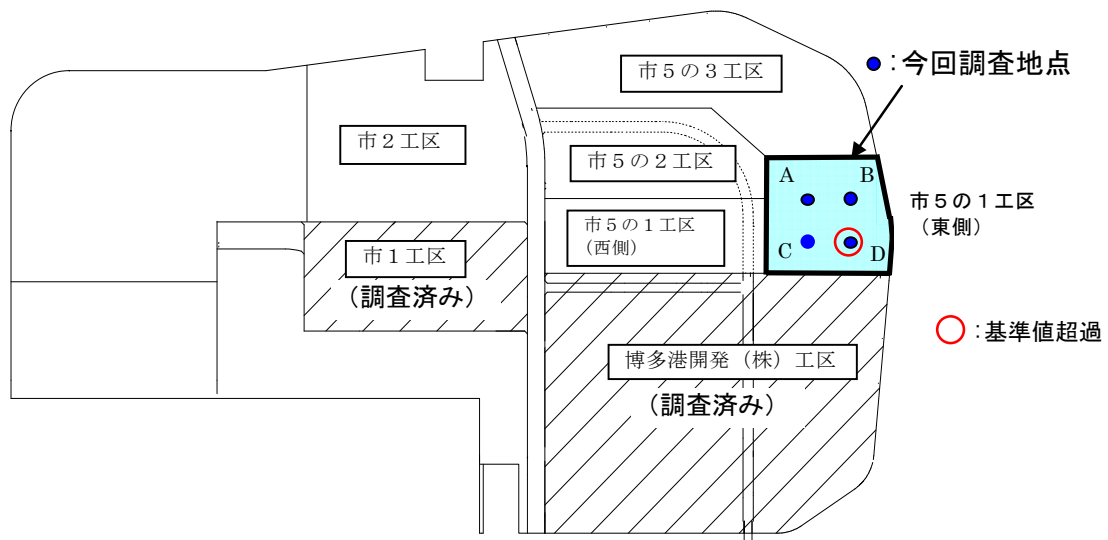
## 【土壌溶出量調査結果】第2種特定有害物質（水銀、鉛、砒素）

土壌からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等を，人(体重50kg)が毎日2 L 一生涯にわたって飲み続けても健康に影響が現れない溶出量基準値との比較

|           | 土壌溶出量基準<br>(mg/L) | A   | B     | C     | D     | 定量下限値<br>(mg/L) |
|-----------|-------------------|-----|-------|-------|-------|-----------------|
| 水銀及びその化合物 | 0.0005以下          | N D | N D   | N D   | N D   | 0.0005          |
| 鉛及びその化合物  | 0.01以下            | N D | N D   | N D   | 0.007 | 0.005           |
| 砒素及びその化合物 | 0.01以下            | N D | 0.007 | 0.008 | 0.049 | 0.005           |

N D：不検出

## 【土壌調査地点図】



## 今までのアイランドシティ土壌調査の経緯について

### 1. 発端

平成17年2月8日及び9日の新聞等において、アイランドシティ埋立工事の覆土に使用している公共残土の一部が、土壌汚染対策法の基準値と比較して、基準値を超えているとの報道がなされた。

### 2. アイランドシティの埋立土砂の受入基準

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下、「海洋汚染防止法」。）に基づく判定基準を適用して浚渫土砂を受け入れている。また、覆土に使用する購入土砂や公共残土についてもこの基準で取り扱っている。

### 3. 土壌汚染対策法との関係

土壌汚染対策法は、特定有害物質を取り扱っている工場等が、土壌汚染の有無が不明なまま放置され、例えば、住宅、公園等のような不特定の人が立ち入る土地に共せられることによって、人への健康影響が生じることを防ぐことを目的とした法律であり、海洋汚染防止法とは趣旨目的が異なっている。

土壌汚染対策法では、人為的な汚染が認められる土地については、同法第5条に基づき、指定区域として市長が指定することによって、土砂の持ち出しの禁止や汚染の除去等の措置命令を受けることになっており、アイランドシティについては、そのような区域からの土砂の持ち込みはない。

### 4. 土壌調査等の経緯

専門家で構成する「アイランドシティ土壌調査専門委員会」を設置し、同委員会の指導助言を受けながら調査を実施するとともに、調査結果の評価を行ってきた。この度の第4回土壌調査は、調査未実施の市5の1工区（東側）を対象とするものである。

#### <経緯>

|          |     |         |               |                   |
|----------|-----|---------|---------------|-------------------|
| 平成17年3月  | 4日  | 第1回委員会  | : 調査に関する具体的検討 |                   |
|          | 4月  | 1日      | 第1回土壌調査       | : 博多港開発（株）工区 15地点 |
|          | 5月  | 27日     | 第2回委員会        | : 調査結果の評価         |
|          | 7月  | 4日      | 第2回土壌調査       | : 博多港開発（株）工区 15地点 |
|          | 8月  | 27日     | 第3回委員会        | : 調査結果の評価         |
|          | 10月 | 12日     | 第3回土壌調査       | : 市1工区 6地点        |
| 平成18年1月  | 13日 | 第4回委員会  | : 調査結果の評価     |                   |
| 平成21年10月 | 5日  | 第4回土壌調査 | : 市5の1工区（東側）  | 4地点               |

### 5. 平成17年度調査結果及び評価の概要

博多港開発工区及び市1工区の計36地点で調査を行ったところ、含有量試験では全て基準値を下回っていた。溶出量試験では、36地点中14地点から砒素が基準を超えて検出されたが（最大値：0.051mg/L、基準値：0.01mg/L）、検出された砒素はいずれも自然由来のものであり、調査区域の土壌は北部九州の一般土壌と変わらず、健康に影響を及ぼすことはないとの評価であった。

## アイランドシティ土壤調査専門委員会委員名簿

◎ あさの なおひと  
浅野 直人 福岡大学法学部教授(環境法)

しまだ のぶたか  
島田 允堯 九州大学名誉教授(地質)

じんの けんじ  
神野 健二 九州大学大学院工学研究院 教授(地下水)

まきた ゆうじ  
槇田 裕之 (財)西日本産業衛生会 若杉病院 副院長(公衆衛生)  
前職：九州大学大学院医学研究院准教授

(50 音順, 敬称略 ◎：委員長)